

令和6年9月10日提出

# 一宮市議会定例会議案

単 行

(追加)



一宮市国民健康保険条例の一部改正について

一宮市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月10日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行により国民健康保険の被保険者証が廃止されることに伴い、条文の整備を行うため、本案を提出する。

一宮市国民健康保険条例の一部を改正する条例

一宮市国民健康保険条例(昭和35年一宮市条例第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(過料) 第10条 世帯主が、国民健康保険法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者は、100,000円以下の過料に処する。	(過料) 第10条 世帯主が、国民健康保険法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした    _場合においては、その者は、100,000円以下の過料に処する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。